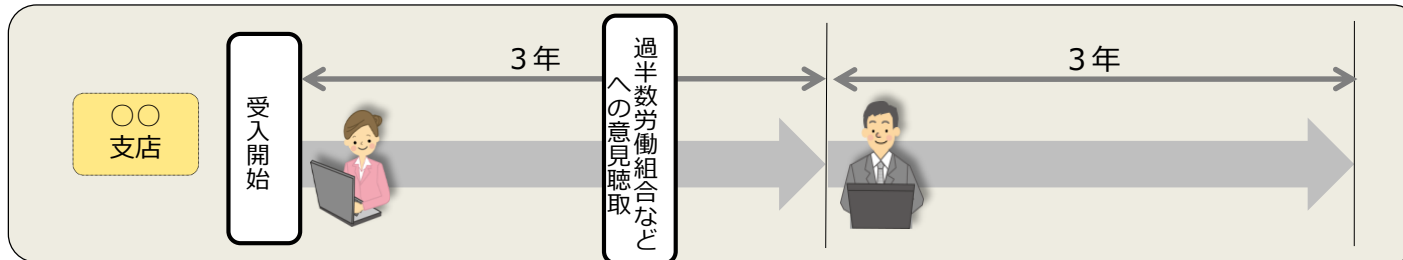


派遣期間制限について

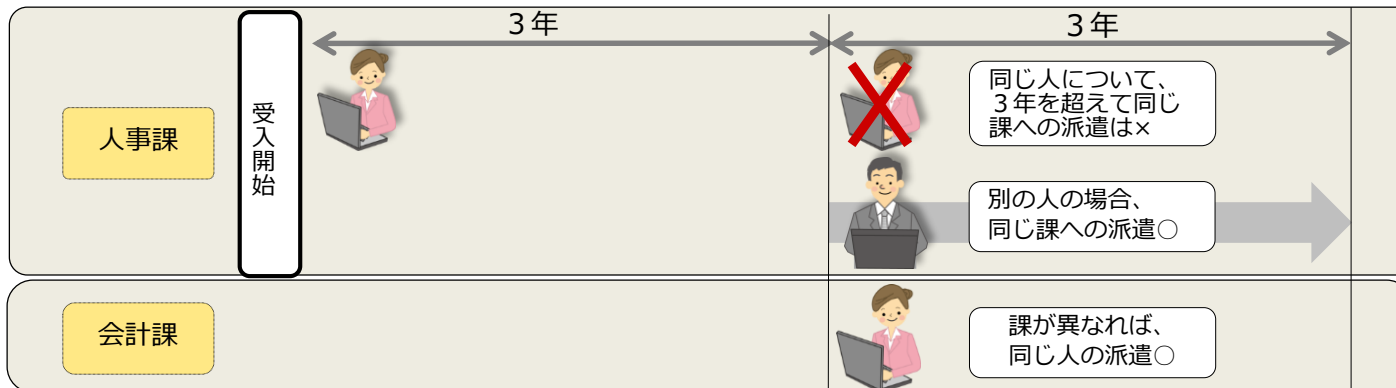
派遣期間制限について

- 派遣先の同一の事業所において、継続的に派遣を受け入れることができる期間は、原則、3年としており、派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数労働組合（過半数労働組合がない場合は、過半数代表者）からの意見を聴く必要がある。（事業所単位の期間制限）（法第40条の2）
 - 派遣元事業主が、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」）に対し派遣できる期間は、3年としている。（個人単位の期間制限）（法第35条の3）
- ※ 派遣労働者が無期雇用労働者である場合等の一定の場合に、事業所単位及び個人単位の期間制限が適用されない。

事業所単位の期間制限とは



個人単位の期間制限とは



期間制限が適用されない場合

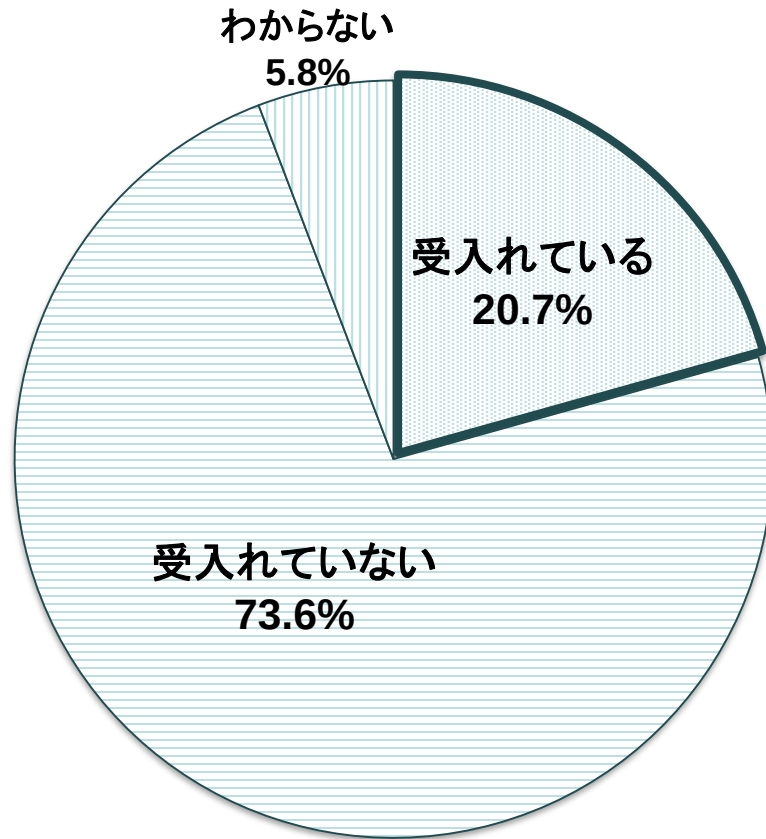
- ① 派遣労働者が無期雇用労働者の場合
- ② 派遣労働者が60歳以上である場合
- ③ 有期プロジェクト業務（※1）に派遣労働者が従事する場合
- ④ 「日数限定業務」（※2）に派遣労働者が従事する場合
- ⑤ 産前産後休業、育児休業及び介護休業等で休業する労働者の業務に派遣労働者が従事する場合

（※1）事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの
（※2）派遣労働者の従事する業務が1箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、月10日以下である業務

○ 3年を超えての有期雇用派遣労働者の受入状況／期間延長手続きの実施状況（派遣先調査）

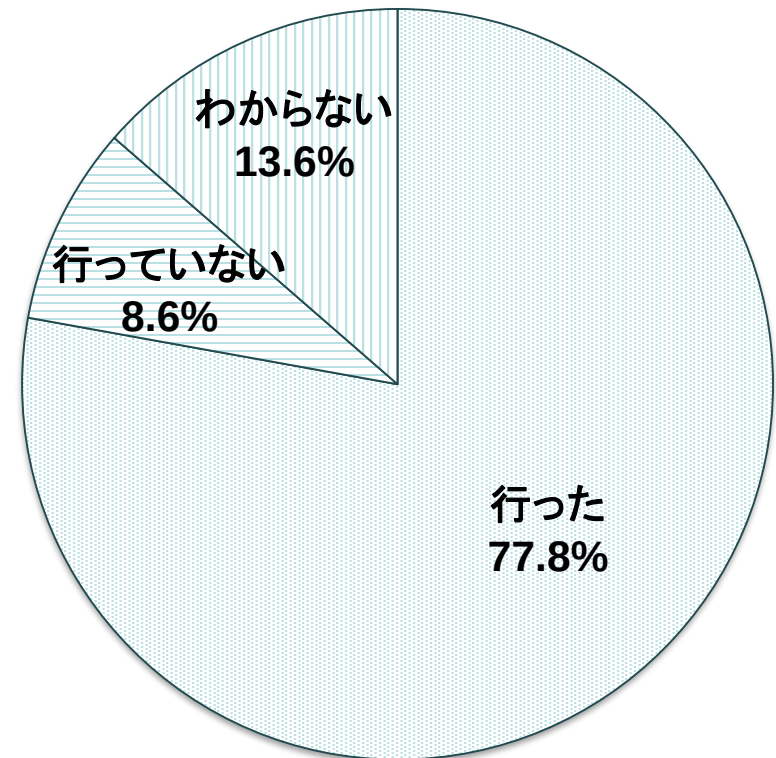
3年を超えての有期雇用派遣労働者の受入れ状況

(N=3,452)



期間延長手続きの実施状況

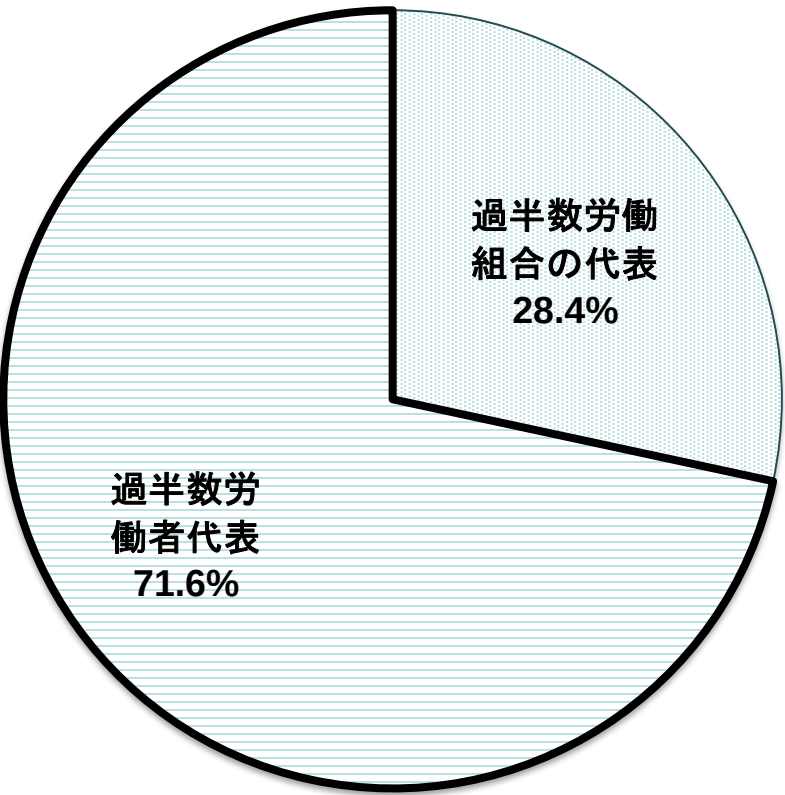
(N=713)



○意見聴取の対象者（組合か過半数代表か）／過半数労働者代表の選出方法（派遣先調査）

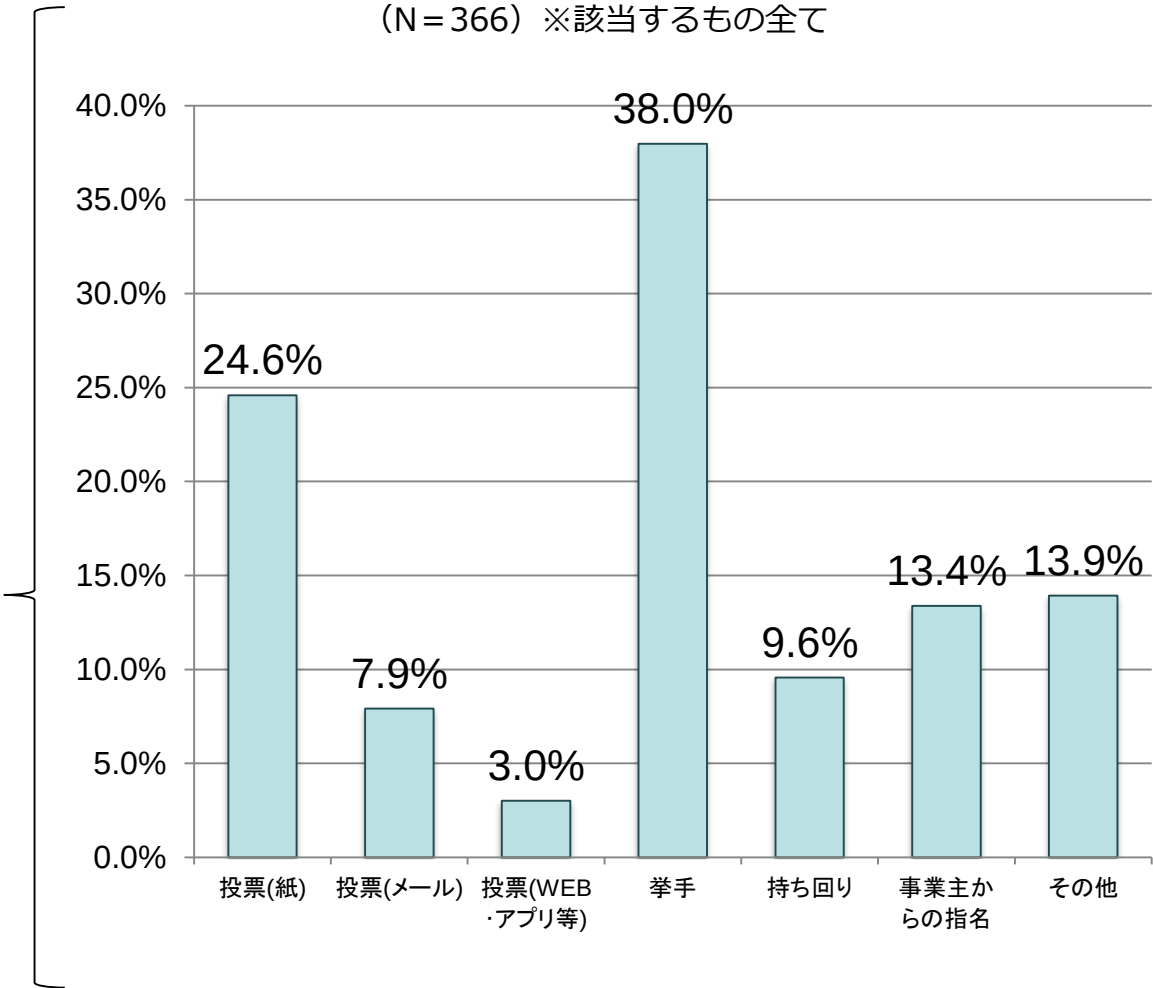
意見聴取の対象者（組合か過半数代表か）

(N = 555)

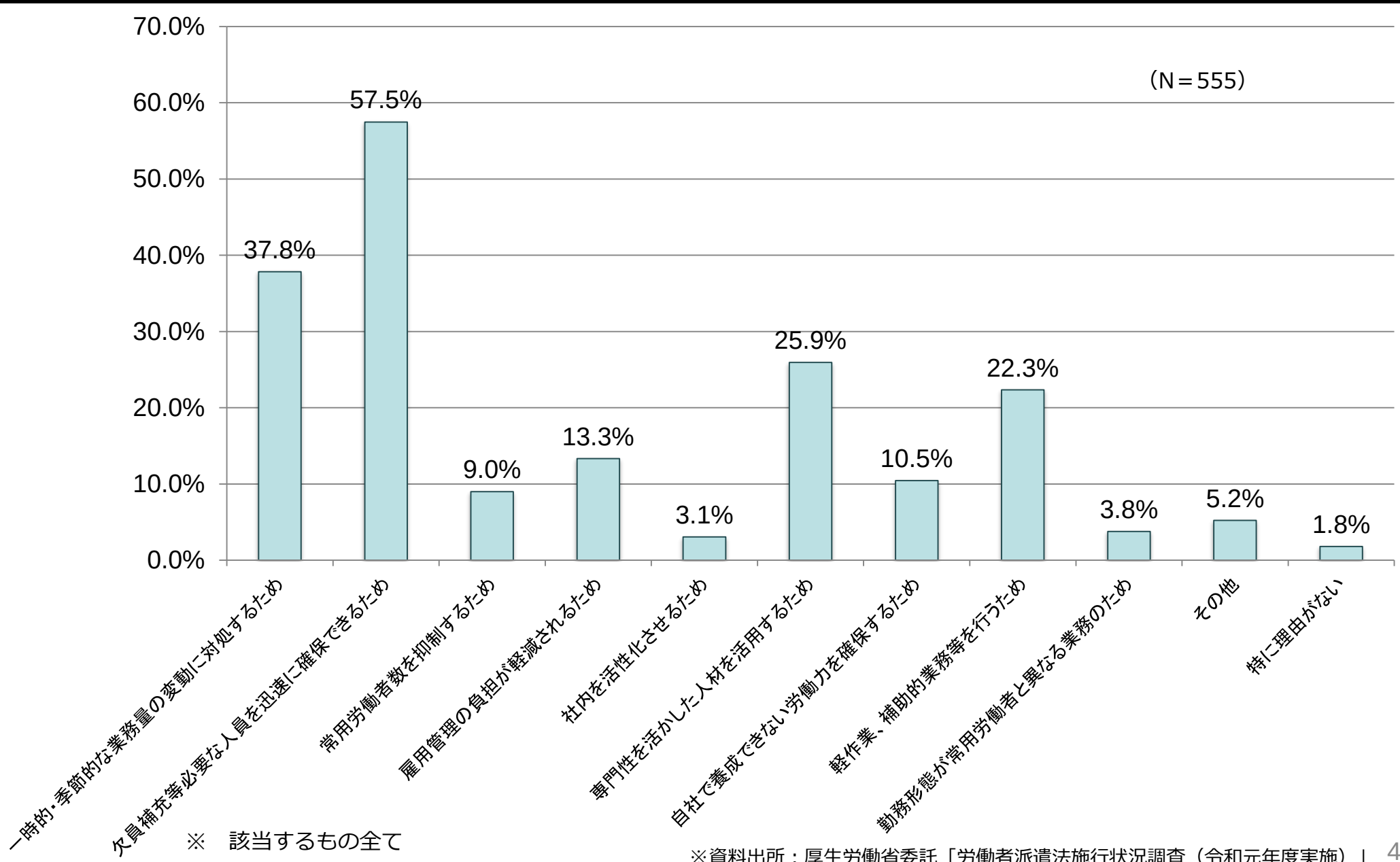


主な過半数労働者代表の選出方法

(N = 366) ※該当するもの全て

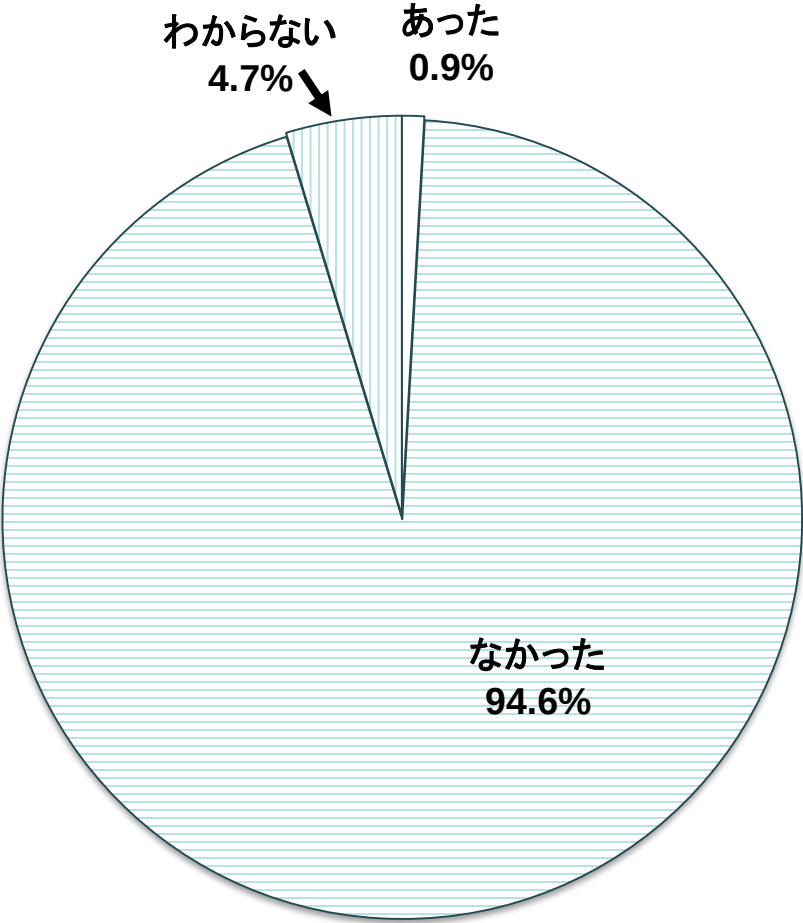


○期間延長が必要な理由（派遣先調査）

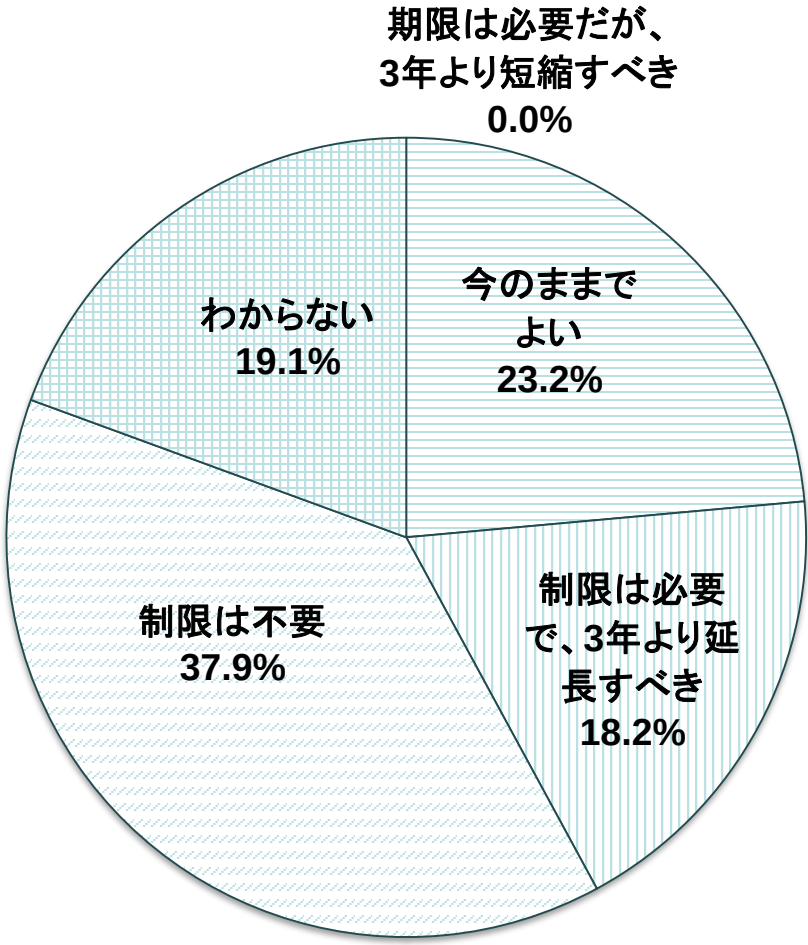


○意見聴取の際の反対意見の有無／事業所単位の派遣期間制限に対する考え（派遣先調査）

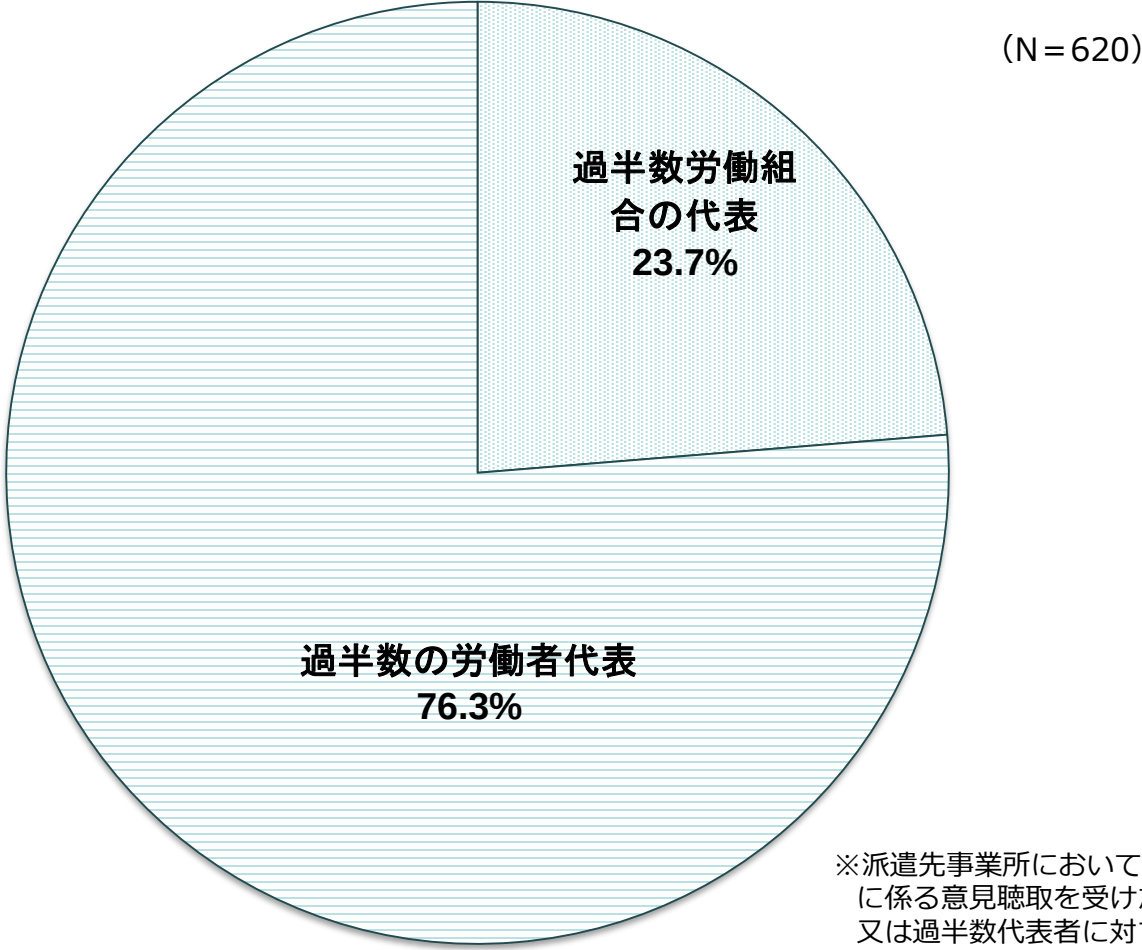
意見聴取の際の反対意見の有無
(N = 555)



事業所単位の派遣期間制限に対する考え
(N = 3,450)

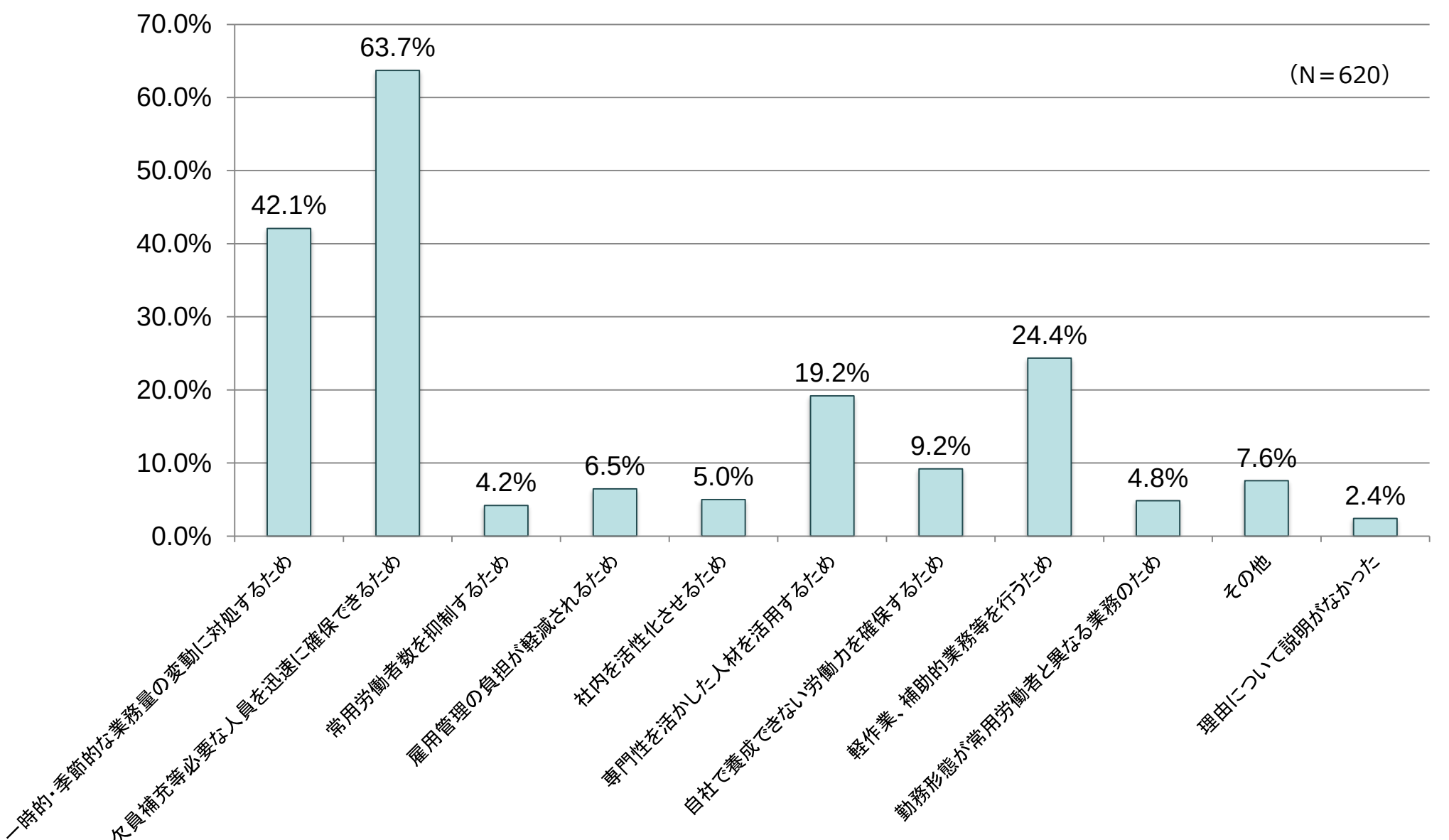


○回答者の属性（組合か過半数代表か）（過半数組合等調査）



※派遣先事業所において、派遣期間制限の延長手続きに係る意見聴取を受けたことのある過半数労働組合又は過半数代表者に対する調査
※回答については、派遣先を経由せず、直接調査業者に送付する形で集計した

○期間延長が必要な理由（事業主から説明を受けた内容）（過半数組合等調査）

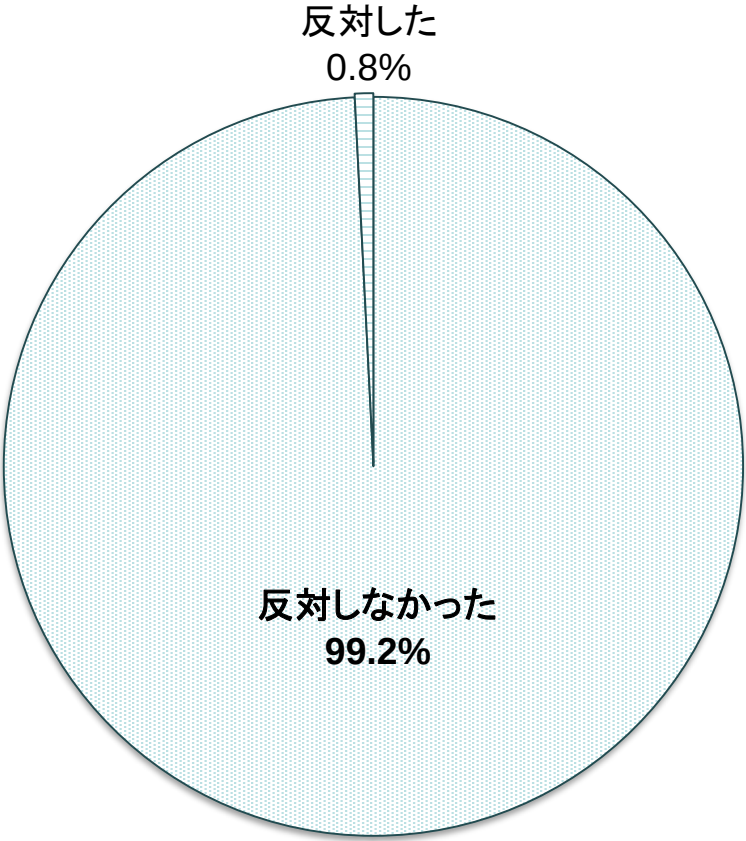


※ 該当するもの全て

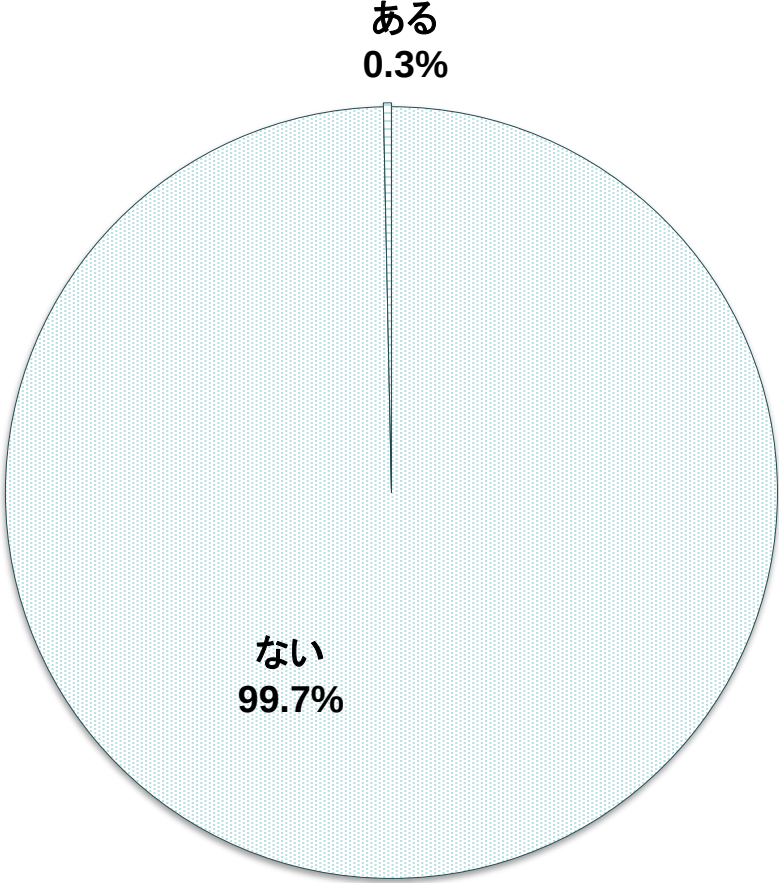
※資料出所：厚生労働省委託「労働者派遣法施行状況調査（令和元年度実施）」 7

○意見聴取の際の反対意見の有無／不利益取扱いを受けた経験の有無（過半数組合等調査）

意見聴取の際の反対意見の有無 (N = 620)



不利益取扱いを受けた経験の有無 (N = 620)

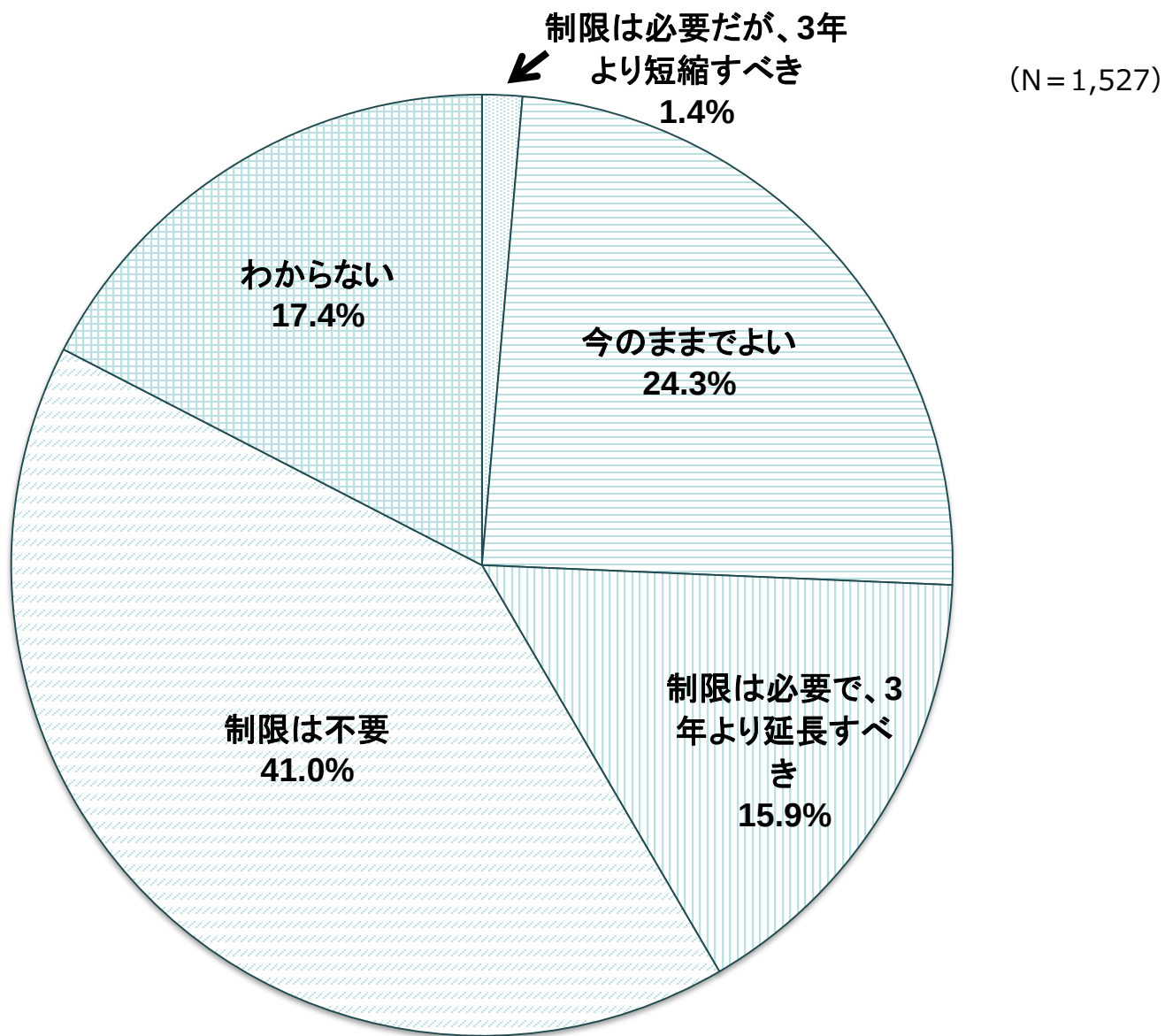


反対意見の内容

- ・固定的な労働力の確保に対し、一時的な対応では技能の流出含め会社としても補完できないため
- ・派遣社員の正社員化の検討を打診したため

※ 「過半数代表であること(もしくはなろうとしたこと等)により、不利益な取扱いを受けたことがありましたか」との質問に対する回答
※ N = 620には過半数組合と過半数代表者の双方が含まれている

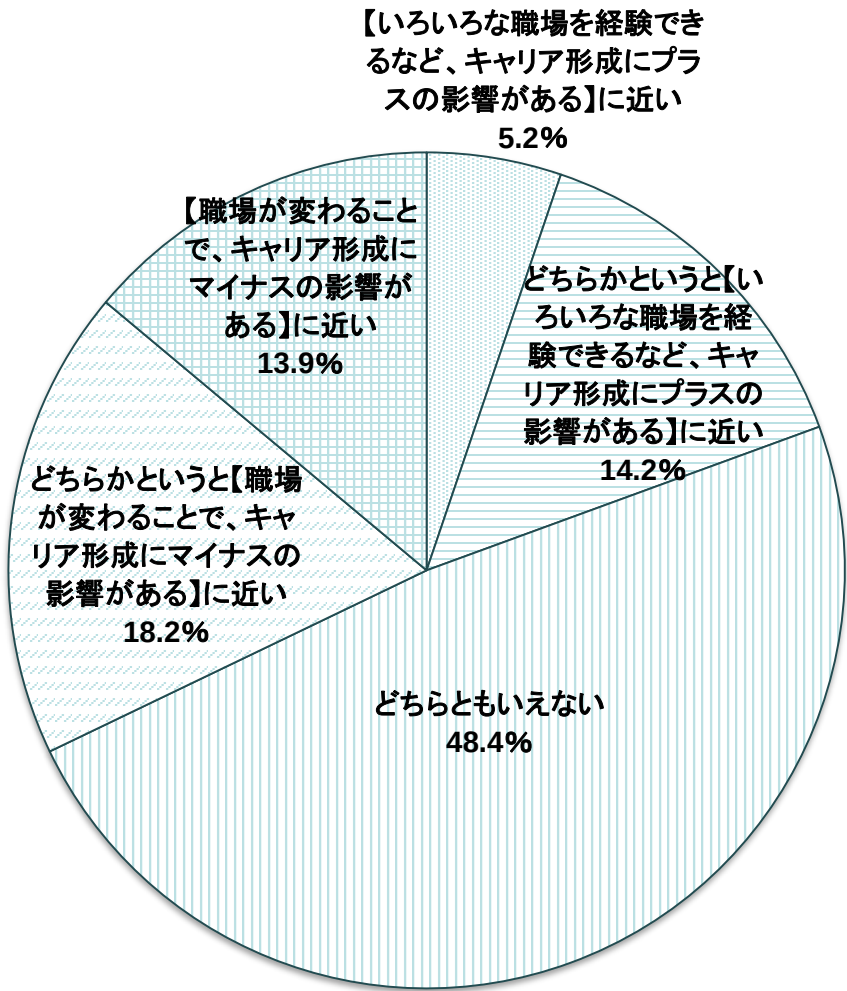
○個人単位の派遣期間制限に対する意見（派遣元調査）



○個人単位の期間制限によるキャリアアップ効果に関する意見（個人調査）

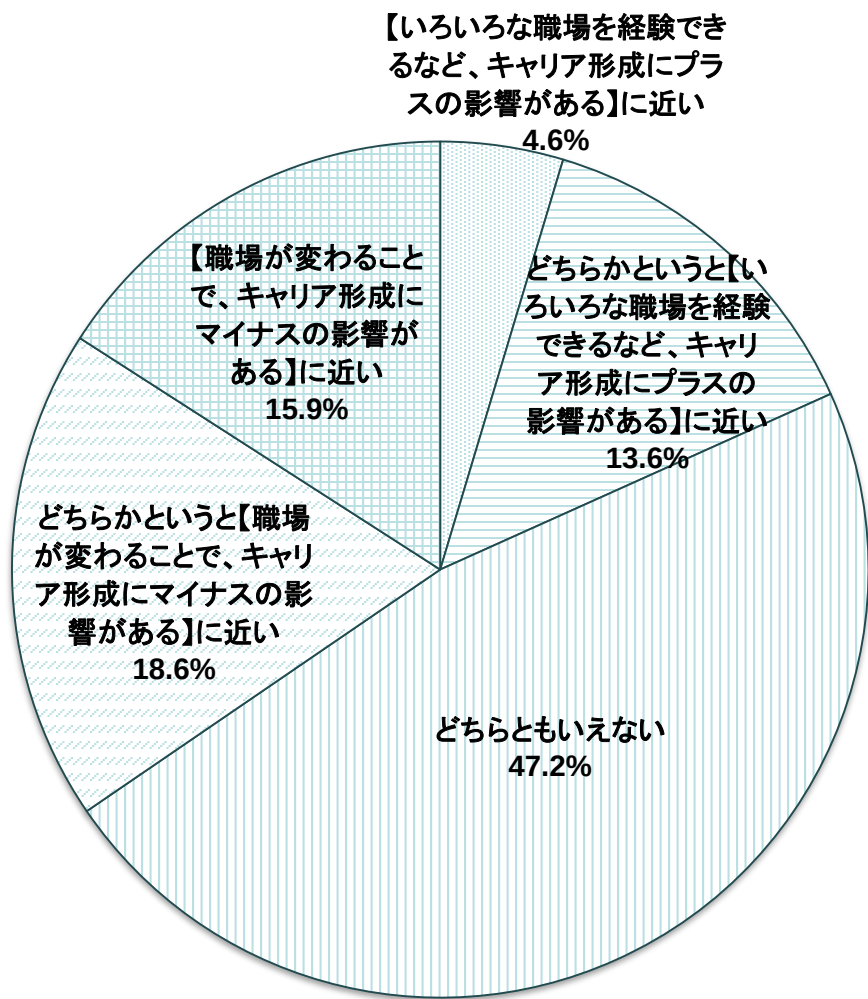
調査対象者全体からの回答

(N=2,610)



派遣労働者からの回答

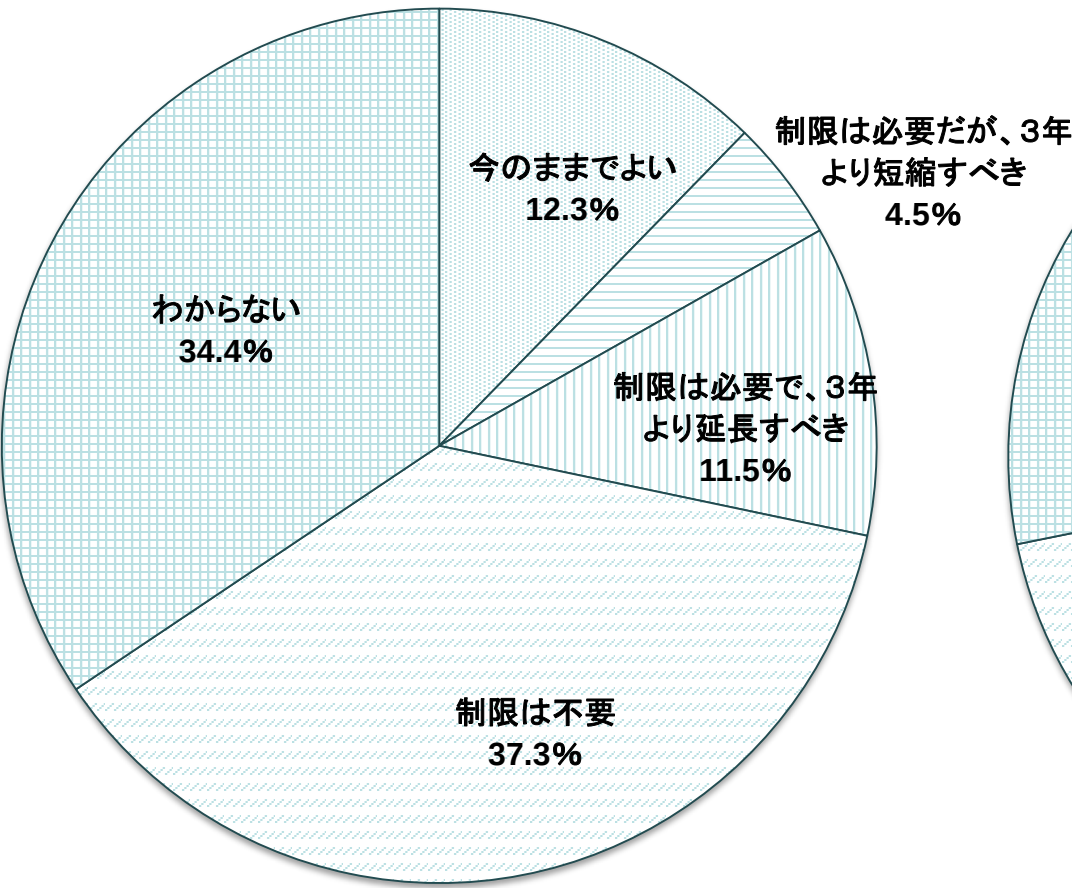
(N=1,100)



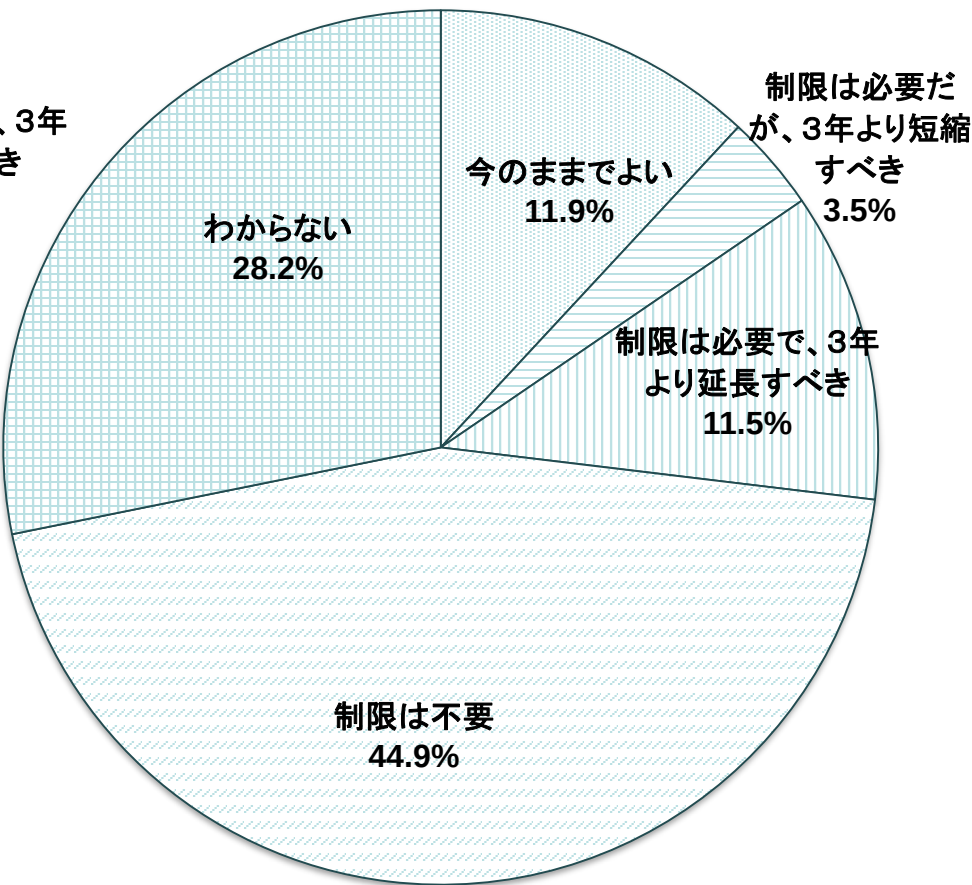
※ 「有期雇用の派遣社員の場合、最大3年毎に派遣先の職場を変更しなければならない点に関して、どちらの意見に近いか」との質問に対する回答

○個人単位の期間制限に対する意見（個人調査）

調査対象者全体からの回答 (N=2,610)



派遣労働者からの回答 (N=1,100)



※ 「「派遣先の同一の組織単位(同じ課など)において、同一の派遣労働者を受け入れられるのは3年まで」という個人単位の期間制限についてどのように考えるか」との質問に対する回答

過去の主な指摘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 27 年9月8日参議院厚生労働委員会）

- 国として過半数労働組合のある事業所の割合、意見聴取において過半数労働組合等から反対意見が出された割合及びその内容等の実態を把握するための調査及び分析を行うこと。（略）
労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことを省令で定め、その違反に対しては厳正に対処すること。その状況によっては、不利益取扱いに関する規制の在り方について検討すること。

事業所単位の期間制限について

- 期間延長手続きを適切に実施していない事例が一部に見られた一方で、過半数組合等からの反対意見はほとんどなく、不利益取扱いが行われている実態もほとんど見られない、という状況を踏まえ、事業所単位の期間制限の在り方についてどう考えるか。

個人単位の期間制限について

- 派遣労働者自身に「期間制限は不要」や「職場が変わることでキャリア形成にマイナスの影響がある」との意見があること、雇用安定措置の施行状況を見ると、一定程度雇用の安定に繋がっていると考えられること等を踏まえ、個人単位の期間制限の在り方についてどう考えるか。